



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



あなた と 都税

3月号

2020
(令和2年)
第603号

今月の特集は
固定資産税の軽減制度をご紹介します



事業所税(個人分・23区内)の申告納付期限は 3月16日(月)です

令和元年12月31日時点で次の要件に該当する方は、
申告納付が必要です

- ・資産割：23区内の事業所等の合計床面積が、1,000㎡を超える場合
- ・従業者割：23区内の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合

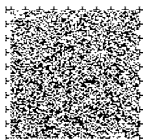
※このほか、以下の場合には免税点以下申告が必要です。

■前年に納税義務があった場合

■23区内の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合または合計従業者数が80人を超える場合

有明アリーナ

東京都では、東京2020大会の開催に向け、競技会場となる新規恒久施設の整備を進めています。有明アリーナは東京2020大会では、バレーボールと車いすバスケットボールの競技会場となる予定で、令和2年2月2日に完成披露式典が行われました。



東京都 主税局

検索

都税の情報発信中!

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局

お問い合わせ先：所管の都税事務所の事業所税班

教えて!

特集

タク
ちゃん

固定資産税の軽減制度をご紹介します



(不動産取得税・固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税(23区内)に関する軽減制度)

固定資産税には税額を軽減する様々な制度があります。どのような制度があるのか、タクちゃんをご紹介します。

Q1

固定資産税の軽減ってなに？

ノンちゃん



固定資産税の軽減ってどういうものなのかしら？

タクちゃん



一定の要件に該当する場合、税負担を軽減することができる制度だよ。地方税法で定められている「減額」等の制度や、各自治体の条例で定められている「減免」という制度があるよ。

減免は各自治体によって制度が異なる場合があるから、23区内の固定資産については資産が所在する区にある都税事務所、23区外の固定資産については資産が所在する市町村に確認してみてね。

ノンちゃん



そういうことなのね。軽減制度を受ける上で、何か注意点はあるの？

タクちゃん



軽減を受けるためには、申告・申請が必要だよ。軽減の種類によっては申告・申請に期限があるものや、申請の時期によって軽減できる額が変わってくるものもあるから注意してね。

Q2

災害時に固定資産税の軽減は受けられる？

ノンちゃん



災害で大きな被害を受けた時、税金を払うのが大変よね。固定資産税の軽減があると助かるわ。

タクちゃん



風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって、納期限前の固定資産税・都市計画税を減免する制度があるよ。

ノンちゃん

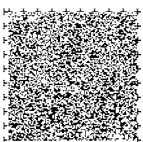


そうなのね。どのように手続きをすれば良いのかしら？

タクちゃん



23区内に固定資産が所在する場合は、各区役所(火災の場合は消防署)で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、資産が所在する区にある都税事務所まで申請してね。



Q3

住宅を改修した場合の固定資産税の軽減は？

ノンちゃん



住宅の改修工事をする場合に受けられる軽減制度はある？

タクちゃん



23区内に所在する家屋について、バリアフリー改修工事や省エネ改修工事をする、固定資産税の軽減を受けられる場合があるよ。また、耐震改修工事をする、固定資産税・都市計画税の軽減を受けられる場合があるよ。詳しくは右ページを見てね。

Q4

不燃化特区内の固定資産税・都市計画税の軽減制度には何がある？

ノンちゃん



地震火災などで、大きな被害が想定される木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」と指定していると聞いたことがあるわ。不燃化特区内では、固定資産税・都市計画税の軽減制度もあるのかしら？

タクちゃん



防災上危険な老朽住宅の除却を支援するために、老朽住宅を取り壊した後の更地が、減免の要件を満たす場合には、土地にかかる固定資産税・都市計画税を最長5年度分、住宅の敷地並みの税額に減免できるよ。減免の要件を確認の上、毎年6月30日までに減免の申請をする必要があるから注意してね。詳しくは物件が所在する区にある都税事務所に確認してね。

ノンちゃん



不燃化特区内において住宅を建替えた場合の軽減制度はないの？

タクちゃん



不燃化特区内の木造又は軽量鉄骨造の家屋を取壊して、耐火建築物又は準耐火建築物の住宅を建築した場合、最大5年度分固定資産税・都市計画税が免除されるよ。要件を確認の上、新築された年の翌々年の2月末までに住宅が所在する区にある都税事務所に申請してね。



住宅改修にかかる減額制度①

バリアフリー改修減額



要件

- ・新築後10年以上経過した住宅であること
- ・居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること
- ・平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間^{*}に人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く）において、法令で定めるバリアフリー改修工事が行われたものであること
※令和2年度税制改正で2年延長される予定です。
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ・バリアフリー改修工事に要した費用のうち、補助金等を除く自己負担額が1戸あたり50万円を超えていること
- ・申告時に、以下のいずれかの方が当該家屋に居住していること
 - ア 改修工事完了年の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の方
 - イ 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ウ 障害のある方（地方税法施行令第7条該当）

申告期限

改修工事完了後3か月以内

減額期間・金額

改修工事完了年の翌年度分の固定資産税に限り、当該住宅の1戸あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額を1/3減額（賃貸部分は減額対象外）

住宅改修にかかる減額制度②

省エネ改修減額



要件

- ・平成20年1月1日以前からある住宅であること
- ・居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること
- ・平成20年4月1日から令和2年3月31日までの間^{*}に人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く）において、次の①～④の工事のうち、①を含む工事が行われたものであること（①の工事は必須）
 - ①窓の断熱改修工事
（二重サッシ化、複層ガラス化など）
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
- ★①～④の工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要
※令和2年度税制改正で2年延長される予定です。
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ・改修工事に要した費用のうち、補助金等を除く自己負担額が1戸あたり50万円を超えていること

申告期限

改修工事完了後3か月以内

減額期間・金額

改修工事完了年の翌年度分の固定資産税に限り、当該住宅の1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額を1/3減額（賃貸部分は減額対象外）

（注1）同じ減額を複数回受けることはできません。（注2）耐震改修減額との併用はできません。

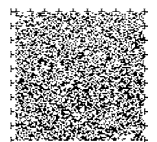
耐震化のための建替え又は改修を行った住宅の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

昭和57年1月1日以前から23区内に所在する家屋のうち、令和3年3月31日までに耐震化のための建替え・改修を行った住宅で、一定の要件を満たすものが対象です。

建替え	改修
<p>○減免期間・金額 新築後、新たに課税される年度から3年度分、居住部分の全額を減免（対象戸数は建替え前後の家屋により異なる）</p> <p>○申請期限 新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末</p>	<p>○減免期間・金額 改修工事完了日の翌年度分[*]について、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当部分までの税額を耐震改修減額適用後全額減免</p> <p>○申請期限 改修工事が完了した日から3ヶ月以内</p> <p>※通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分</p>



☆申告・申請の手続き等、詳細については、住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。



東京2020大会後のレガシー を見据えた取組

東京2020大会時には、国内外から多くの方が東京に来訪します。世界中から東京に注目が集まる機会ととらえ、東京都では様々な取組を行っています。

東京の多彩な魅力を発信

アイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」を活用し、東京の魅力を効果的に国内外へ発信しています。



Tokyo Tokyo Old meets New
アイコン画像

日本各地と連携した外国人旅行者の誘致の推進

東京と日本各地への外国人旅行者誘致を推進するため、東京都と日本各地の自治体・民間事業者が連携しながら、観光ルートの設定等により、多様な魅力を海外に向けて発信しています。

多摩・島しょ地域における観光振興の推進

多摩・島しょ地域に国内外からの旅行者を誘客するため、魅力を多角的に発信しています。

このようにして、大会を機に、東京・日本の多彩な魅力を発信し、世界中から多くのお客様を迎える都市にしていきます。

予定です。

■ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

4月から固定資産(土地・家屋)の評価証明書が取得できます(23区内)

4月1日から、23区内の固定資産(土地・家屋)の令和2年度評価証明書を取得することができます。

例年4月初めの数日間は、都税事務所の窓口が大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなっております。お急ぎでない場合は、混雑時期を避けてのご申請をお願いいたします。

■ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

●編集後記

有明アリーナ、ついに完成です!!!
私は元バレー部...ではありませんが、バレー観戦が大好きなので、今からとても楽しみです。
(Y)



お知らせ

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続が必要です。管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で3月末までに手続をお済ませください。

■ 東京都自動車税コールセンター
☎ 03-3525-4066

自動車税種別割の住所変更はお済みですか？

引越しをしたときは、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話で納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

■ 東京都自動車税コールセンター
☎ 03-3525-4066

個人事業税の申告期限は3月16日(月)です

前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主の方は申告が必要です。

※所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、事業税の申告をしたものとみなされ、改めて申告をする必要はありません。

■ 所管の都税事務所の個人事業税班または支庁

★ご案内

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

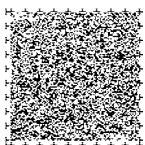
令和2年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方は、所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格などが記載された縦覧帳簿がご覧になれます。

・期間：4月1日(水)から6月30日(火)まで(土・日・休日を除く)

・時間：8時30分～17時00分

・場所：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

※納税通知書は6月1日(月)に発送



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
『『未来の東京』戦略ビジョン』を昨年12月に策定しました。
都庁総合HP <https://www.metro.tokyo.lg.jp/> からご覧いただけます。



※紙バブル配合率20%再生紙使用
石油系潤滑剤を含まないインキを使用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(30)79 令和2年3月1日発行